

第五十五回国会
衆議院
文教委員会
議 録 第 五 号

昭和四十二年五月十日(水曜日)

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 菊池 義郎君

理事 坂田 道太君

理事 八木 徹雄君

久野 忠治君

葉梨 信行君

三ツ林弥太郎君

唐橋 東君

平等 文成君

有島 重武君

出席國務大臣

文部大臣 朝木 亨弘君

出席府委員

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省初等中等 齋藤 正君

教育局長 齋藤 正君

文部省大学學術 天城 勲君

局長 天城 勲君

委員外の出席者

専門員 田中 彰君

同日

委員折小野良一君辞任につき、その補欠として

西村榮一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲葉修君、木村武雄君、河野洋平君、渡辺

肇君及び川村継義君辞任につき、その補欠とし

て灘尾弘吉君、江崎真澄君、山口喜久一郎君、

石田博英君及び江田三郎君が議長の名で委員

に選任された。

同日

委員石田博英君、江崎真澄君、灘尾弘吉君、山

口喜久一郎君及び江田三郎君辞任につき、その

補欠として渡辺肇君、木村武雄君、稲葉修君、
河野洋平君及び川村継義君が議長の名で委員
に選任された。

同日

委員三ツ林弥太郎君辞任につき、その補欠とし

て天野光晴君が議長の名で委員に選任され

れた。

同日

委員天野光晴君辞任につき、その補欠として三

ツ林弥太郎君が議長の名で委員に選任され

れた。

同日

委員山崎始男君辞任につき、その補欠として大

原亨君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大原亨君辞任につき、その補欠として山崎

始男君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員河野洋平君、竹下登君及び三ツ林弥太郎君

辞任につき、その補欠として西村直己君、箕輪

登君及び福永一臣君が議長の名で委員に選任

された。

同日

委員西村直己君、福永一臣君及び箕輪登君辞任

につき、その補欠として河野洋平君、三ツ林弥

太郎君及び竹下登君が議長の名で委員に選任

された。

同日

委員竹下登君及び西村榮一君辞任につき、その

補欠として黒金泰美君及び吉田賢一君が議長

の名で委員に選任された。

同日

委員黒金泰美君辞任につき、その補欠として竹

下登君が議長の名で委員に選任された。

四月二十一日
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数
の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第八九号)

五月九日

日本學術振興会法案(内閣提出第九〇号)

は本委員会に付託された。

同日

在日朝鮮人の民族教育保障に関する陳情書外二

件(茨木市議會議長鶴尾順義外二名)(第一一六

号)

同外三十四件(栃木県議會議長藤田計次外三十

四名)(第一四八号)

山形県に医科大学設置に関する陳情書(山形市

緑町一の二二山形県町村議會議長長石黒

義二)(第一一七号)

小、中学校の給食完全実施等に関する陳情書

(鹿児島市山下町一五の七鹿児島県町村議會議

長会長隈元光代志)(第一四九号)

学校警備員配置の法制化に関する陳情書(兵庫

県議會議長森新之助)(第一五〇号)

義務教育施設等の整備充実に関する陳情書外一

件(福岡市薬院堀端七の二三福岡県町村議會議

長三輪修平外一名)(第一五一号)

人口急増地域の教育施設整備に対する財政措置

に関する陳情書(調布市議會議長小林幸吉)(第

一五二号)

は本委員会に参考送付された。

同日

本日の会議に付した案件

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数

の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第八九号)
日本學術振興会法案(内閣提出第九〇号)
オリンピック記念青少年総合センター法の一部
を改正する法律案(内閣提出第七一七号)(予)

〇床次委員長

これより会議を開きます。

内閣提出の国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案、同じく公立

高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準

等に関する法律の一部を改正する法律案、同じく

日本學術振興会法案、同じくオリンピック記念青

少年総合センター法の一部を改正する法律案を一

括して議題とし、順次提案理由の説明を聴取いた

します。朝木文部大臣。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置

法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設

置法の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百

五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」

を「歯学部」に改め、同表秋田大学の項中「学芸

学部」を「教育学部」に改め、同表山形大学の

項及び茨城大学の項中「文学部」を「教育学部

」に改め、同表東京工業大学の項中「理工学部」

を「工学部」に改め、同表横浜国立大学の項中

「経済学部」を「経済学部」に改め、同表大阪学芸

大学の項中「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」

に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表

九州大学の項中「医学部」を「歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

歯学部」に改め、

第二條 國立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六號）の一部を次のように改正する。

第二條第二項の表中弘前大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

茨城大学養護教諭養成所 茨城県 茨城大学
愛知教育大学養護教諭養成所 愛知県 愛知教育大学
第二条第二項の表中「大阪教育大学養護教諭養成所」を「大阪教育大学」に改め、同表中岡山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。
徳島大学養護教諭養成所 徳島県 徳島大学

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表九州工業大学の項の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。
2 昭和四十二年度北海道大学若しくは九州大学の歯学部、帯広畜産大学、愛媛大学若しくは宮崎大学の大学院、大阪大学医療技術短期大学部、木更津工業高等専門学校、富山商船高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、広島商船高等専門学校、大島商船高等専門学校若しくは弓削商船高等専門学校又は茨城大学養護教諭養成所、愛知教育大学養護教諭養成所若しくは徳島大学養護教諭養成所に入学者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十二年四月一日から当該学部、大学院、短期大学部、高等専門学校又は養護教諭養成所にそれぞれ在学していたものとみなす。

3 山形大学及び茨城大学の各文理学部、東京工業大学の理工学部並びに大阪外国語大学短期大学部及び岡山大学法経短期大学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三第二項の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日に当該学部又は短期大学部に在学者が当該学部又は短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

理由
北海道大学はか五大学に九学部を増設し、帯広

第一類第六号 文教委員会議録第五号 昭和四十二年五月十日

畜産大学はか二大学に大学院を、新潟大学はか一大学に附置研究所をそれぞれ設置し、大阪大学医療技術短期大学部、木更津工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校ほか四国立商船高等専門学校を新設し、昭和四十三年度から九州芸術工科大学を新設するとともに、茨城大学養護教諭養成所ほか二国立養護教諭養成所を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「事項」の下に「を定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に属し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項」を「もつて高等学校」の下に「及び特殊教育諸学校の高等部」を加える。
第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「校長」の下に「（特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部の

みを置く特殊教育諸学校の校長とする。以下同じ」を、「実習助手」の下に「寮母」を加え、同項の次に次の一項を加える。
2 この法律において、「特殊教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。
第五條中「三百人」を「二百七十人」に改める。
第六條中「全日制の課程又は定時制の課程における」を削り、「五十人」を「全日制の課程にあつては四十五人」に改め、「四十人」の下

に「定時制の課程にあつては四十人」を加える。
第七條中「教職員定数」を「高等学校教職員定数」に改める。
第九條第一号中「又は定時制の課程に置かれる農業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学科又は」を「に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科又は全日制の課程若しくは定時制の課程に置かれる商業若しくは家庭に関する学科若しくは」に改め、第一表を次のように改める。

第一表

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制の課程	一人から二百七十人まで 二百七十一人から六百七十五人まで 六百七十六人から千八百八十人まで 千八百八十一人以上	二十二・十八 二十・十七 三十
定時制の課程	一人から二百四十人まで 二百四十一人から六百六十人まで 六百六十一人以上	二十八・五 二十六・五 三十二
通信制の課程	一人から六百六十人まで 六百六十一人から千二百二十人まで 千二百二十一人以上	六十 九十 百三十

第九條第一号第二表中「農業」を「全日制の課程に置かれる農業」に、「二・二五」を「二・一二五」に、「商業」を「全日制の課程又は定時制の課程に置かれる商業」に、「政令で定める学科」を「全日制の課程又は定時制の課程に置かれる政令で定める学科」に改め、同条第二号の表を次のように改める。

学科の区分	算定の方法
農業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して六十人以上となる全日制の課程にあつては、二を加える。

第九号第三号中「以下次号及び次条において同じ。」を削り、「一」を「二」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 全日制の課程又は定時制の課程で、生徒の数（全日制の課程に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科若しくはその他の専門教育を主とする学科で第六号の政令で定めるものに属する生徒の数又は定時制の課程の生徒の数については、当該学科に属する生徒の数又は当該課程の生徒の数に一・一二五を乗

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	四百五十人から九百四十四人まで 九百四十五人から千三百九十四人まで 千三百九十五人以上	一 三二一
定時制の課程	四百五十人以上	一

第九号に次の一号を加える。

五 通信制の課程を置く学校の数に一を乗じて得た数

第十号中「六百一人」を「四百五十人」に、「二千四百人」を「二千六百六十人」に、「学校」を「全

日制の課程又は定時制の課程」に改める。
第十一号第一号中「三百一人」を「二百七十人」に、「二百一人」を「千八百八十人」に改め、同条第二号中「又は工業」を「工業、商業又は家庭」に改め、同号の表を次のように改める。

学科の区分	算定の方法
農業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に二を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に二を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じて得た数に二（当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、二）を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科に属する生徒の数が合計して全日制の課程にあつては六百七十五人以上、定時制の課程にあつては六百人以上となる場合は、それぞれ一とする。
人員の区分	除すべき数
一人から二百六十九人まで	二百六十九
二百七十人以上	四百五

第十二条第一号の表を次のように改める。

第十二条第三号中「六百一人」を「六百」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生徒の数が八百人以上の全日制の課程又は定時制の課程の数に二を乗じて得た数

「第六章 雑則」を削る。

第十三号中「農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるものがあるときは、」を「次の各号に掲げる公立の高等学校があるときは、それぞれに、」に改め、同条に次の各号を加える。

一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるもの

二 政令で定める学科を置く公立の高等学校

第十五号中「第七号」の下に「及び第十五号」を加え、「教職員定数には」を「高等学校教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数には」に改め、同条を第二十三号とする。

第十四号に見出しとして「非常勤講師に関する特例」を附し、同条中「第九号」の下に「又は第十七号」を、「高等学校」の下に「又は特殊教育諸学校の高等部」を加え、「同条」を「これら」に改め、「当該学校」の下に「又は当該高等部」を加え、同条を第二十二号とし、同条の前に次の二章及び章名を加える。

第六章 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準

第十四号 公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、十人を標準とする。

第七章 公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準

第十五号 公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「特殊教育

諸学校高等部教職員定数」という。）は、次条から第二十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

（校長の数）

第十六号 校長の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数とする。

（教諭等の数）

第十七号 教諭等の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の高等部（本校及び分校の高等部は、それぞれ一の高等部とみなす。）について、当該部の生徒の数を五で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

二 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

三 養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。）の数に二を乗じて得た数と養護学校の高等部で肢体不自由者である生徒を教育するものの数に二を乗じて得た数の合計数

（養護教諭等の数）

第十八号 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数とする。

（実習助手の数）

第十九号 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

二 養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。）の数に二を乗じて得た数

（寮母の数）

第二十号 寮母の数は、特殊教育諸学校に置かれる寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の総数を六で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、

一に切り上げる」とする。

（事務職員の数）
第二十一条 事務職員数は、特殊教育諸学校の高等部の数に二を乗じて得た数とする。

第八章 雑則

附則第四項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第五項及び第六項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、これらの項の表中昭和四十二年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの項及び昭和四十四年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの項を削る。

第一表

一 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの第二学年、第三学年及び第四学年
二 昭和四十四年三月三十一日までの第三学年及び第四学年

第二表

一 学級	全日制の課程又は定時制の課程における一学級
全日制の課程にあつては四十五人	五十五人（附則第十項第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては五十五人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては五十三人）
四十人、定時制の課程にあつては四十人	四十四人（附則第十項第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十四人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十二人）

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

2 公立の高等学校の学級編制の標準に関する経過措置
（高等学校の学級編制の標準に関する経過措置）
附則第十項第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十四人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十二人とする。

3 高等学校教職員定数の標準に関する経過措置
（高等学校教職員定数の標準に関する経過措置）
附則第十項第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十四人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十二人とする。

附則第七項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「次の部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学年に係る部分」に改め、各号を削る。

附則第九項中「前項各号に掲げる部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学年に係る部分」に改め、同項の次に次の一項を加える。

10 次の第一表に掲げる学年に係る学級編制の標準については、第六条中次の第二表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の高等学校に置かれていた教職員の総数を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（高等学校教職員定数の算定に関する経過措置）
4 昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間においては、新法第九号第一号及び第四号、第十号、第十一号第一号及び第二号並びに第十二号第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定を適用する場合における生徒の数のうち附則第二項に規定する第一学年以外の学年で毎年度政令で定めるところに係る生徒の数を、毎年度政令で定めるところにより補正して適用するものとする。

（特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置）
5 特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和四十六年三月三十一日までの間は、新法第十五条の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の特殊教育諸学校の高等部に置かれていた教職員の総数を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

高等学校及び特殊教育諸学校の高等部の教育水準の維持向上に資するため、公立の高等学校の学級編制及び教職員定数の標準等を改めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制及び教職員定数の標準について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

日本学術振興会法案
日本学術振興会法

第一章 総則（第一条―第七条）
第二章 役員及び職員（第八条―第十七条）
第三章 評議員会（第十八条―第十九条）
第四章 業務（第二十条―第二十一条）
第五章 財務及び会計（第二十二条―第三十一条）

第六章 監督等（第三十二条―第三十四条）
第七章 雑則（第三十五条―第三十六条）
第八章 罰則（第三十七条―第三十九条）

附則
第一章 総則
第一条 日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行ない、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

（法人格）
第二条 日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（事務所）
第三条 振興会は、事務所を東京都に置く。

（基本金）
第四条 振興会の基本金は、附則第九条第三項の規定により承継する財団法人日本学術振興会の基本財産に相当する金額とする。

（登記）
第五条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）
第六条 振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）
第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、振興会について準用する。

する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 振興会には、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十三条 文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼任禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 振興会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(職員の任命)

第十六条 振興会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十八条 振興会には、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第十九条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を

支給すること。

二 学界と産業界との協力による学術の応用に關する研究に關し、資金の支給その他必要な援助を行なうこと。

三 学術の国際協力に關し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

四 優秀な学術の研究者の育成に關し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

五 学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十一条 振興会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三条 振興会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四条 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六条 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十七条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八条 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭
信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 振興会は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等

(監督)

第三十二条 振興会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国の配慮)

第三十四条 国は、第一条の目的を達成するため、振興会について必要な配慮をするものとする。

第七章 雑則

(解散)

第三十五条 振興会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十五条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。
三 第二十一条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五十一条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第三十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(振興会の設立)

第二条 文部大臣は、振興会の会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、振興会の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に日本學術振興会という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 振興会の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 振興会の最初の事業年度の事業計画、予

算及び資金計画については、第二十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(財団法人日本學術振興会からの引継ぎ)

第九条 昭和七年十二月二十八日に設立された財団法人日本學術振興会は、寄附行為に定めるところにより、設立委員に対して、振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、文部大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人日本學術振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時において振興会に承継されるものとし、財団法人日本學術振興会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

4 附則第四条の規定により振興会の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で財団法人日本學術振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校給食会」の下に「日本學術振興会」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に「日本學術振興会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本開發銀行の項の次

に次のように加える。

日本学術振興会 日本学術振興会法(昭和

四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中南方向胞援護会の項の次に次のように加える。

日本学術振興会 日本学術振興会法(昭和

四十二年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表中公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一号から第三号まで及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第 号)第二十條第一項第三号(業務の範囲)の業務に関する文書 日本学術振興会

理由

学術の振興を図るため、日本学術振興会を設立し、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

オリンピック記念青少年総合センター法の

一部を改正する法律

四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 政府は、第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地に所在する次に掲げる国有の土地及び建物並びにその土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を出資の目的とすることが出来る。

一 土地

宅地 三万五千九百三十・九八平方メートル

二 建物

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建 六

むね

総床面積 一万六千三百五十四・三八平方メートル

方メートル

附則第九条中「前条」を「前二条」に改める。

附則第十条中「及び附則第八条」を「並びに附則第八条及び第八條の二」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

オリンピック記念青少年総合センターに、東京都渋谷区に所在するオリンピック東京大会選手村施設として使用された国有の土地、建物等を追加して出資することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○勅木国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十二年度における国立大学の学部、大学院及び付置研究所、国立短期大学、国立高等専門学校並びに国立養護教諭養成所の新設並びに昭和四十三年度における国立大学の

新設等について規定しているものであります。

まず第一は、国立大学の学部の新設についてであります。北海道大学及び九州大学に歯学部を、山形大学及び茨城大学に文学部及び理学部を、東京工業大学に理学部及び工学部を、横浜国立大学に経営学部をそれぞれ設置するものであります。一方、これは大学入学志願者の急増に対処する国立大学の拡充整備計画の一環ともなるものであります。

これらの学部増設のうち、山形大学及び茨城大学については既設の理工学部を、東京工業大学については既設の理工学部を、横浜国立大学については既設の理工学部を、それぞれ改組してその教育研究体制の整備をはかるうとするものであります。

第二は、国立大学の大学院の新設についてであります。

これまで大学院を置かなかった国立大学のうち、充実した学部を持つ三大学に修士課程を設置し、もってその大学の学術水準を高めるとともに、研究能力の高い職業人の養成に資するものであります。

ちなみに、新たに大学院を置きます大学は、帯広畜産大学、愛媛大学及び宮崎大学であります。

第三は、国立大学の付置研究所の新設及び名称、目的の変更についてであります。

最近、ますます重要となつてきております脳及び脳疾患に関する研究を推進するため、脳研究所を新潟大学に、また近年急速に進展を見せつつあります霊長類の研究を総合的に推進するため、共同利用の研究所として霊長類研究所を京都大学にそれぞれ設置するとともに、東京大学に付置されております伝染病研究所の名称を医科学研究所と改め、これに伴いその研究対象を拡大し、研究方法も新たな方法を取り入れることとするなど、四大学の四研究所の目的及び名称を改めようとするものであります。

第四は、大阪大学医療技術短期大学部の新設についてであります。

従来、看護婦、衛生検査技師、診療エックス線技師等の養成は、その大部分が各種学校において行なわれてきておりますが、最近の医学の進歩と医療技術の高度の専門化に伴い、これら技術者の資質の向上が関係各方面から強く要望されてまいりましたのであります。看護、衛生検査、診療放射線関係の学科をあわせて、大阪大学に併設の医療技術短期大学部として設置するものであります。

第五は、工業高等専門学校及び商船高等専門学校の新設についてであります。

まず、工業高等専門学校の新設についてであります。科学技術教育振興の一環としての専門的技術者の育成を一そう推進するため、地域社会の要望も考慮して木更津工業高等専門学校を設置するものであります。

次に、商船高等専門学校の新設についてであります。海運関係者等からの強い要望及び運輸省海技審議会からの建議もあり、慎重な検討の結果、外航船舶船員の資質の向上の見地から、現在の国立商船高等専門学校五校を転換し、その内容を充実して、新たに富山、鳥羽、広島、大島、弓削の五商船高等専門学校を設置するものであります。

第六は、国立養護教諭養成所の新設についてであります。

かねてから、文部省におきましては養護教諭の定員を拡充し、その充足のため努力をいたしております。養護教諭の確保につきましては、大学、短期大学、文部大臣の指定する養護教諭養成機関の卒業生等が資格を取得したものであるほか、養護教諭として充実した教育を施し、計画的にその養成をはかることを目的とした国立養護教諭養成所を設置する等の措置を講ずることとし、すでに五大学に養護教諭養成所を設置しておりますが、昭和四十二年度におきましても、これに加えて茨城大学、愛知教育大学及び徳島大学の三大学にそれぞれ付置するものであります。

第七は、昭和四十三年度における九州芸術工科大学の新設についてであります。

近年における科学技術の進展は目ざましいものがあります。一方、科学技術をより人間生活に密着するものとするための高次の設計技術を要求しております。このためには、自然科学と人文社会科学の総合あるいは科学と芸術の総合が必要とされるのであります。このような新しい学問分野を開拓するため、学識経験者等による慎重な検討の結果をもとに、また、地域社会の強い要望をも考慮して、九州芸術工科大学を昭和四十三年度から設置するものであります。

第八は、大阪学芸大学を大阪教育大学に、同大学及び秋田大学の学芸学部を教育学部、平工業高等専門学校を福島工業高等専門学校にそれぞれ名称を改めることについてであります。

学芸大学あるいは学芸学部の名称変更は、中央教育審議会の答申等に基づき学部の目的、性格を明らかにし、一そう整備充実をはかるため、大学の意向をも尊重しつつ昨年に引き続き行なうこととしたものであります。

次に、平工業高等専門学校につきましては、昨年十月における関係市町村の合併により市の名称が変更されたことに即応して校名変更を行なうものであります。

第九は、北見工業短期大学の廃止についてであります。

昭和四十一年度における北見工業大学の設置に伴い学生の募集を停止しておりました北見工業短期大学が、昭和四十一年度限りで学生を有しなくなることに伴い同短期大学を廃止するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

このたび政府から提出いたしました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高等学校は、後期中等教育を担当する学校として、中学校からの進学率も年々上昇し、わが国の学校教育においてまことに大きな役割りを果たしております。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律は、このような高等学校教育の重要性にかんがみ昭和三十六年に制定されたのであります。この法律に定める学級編制及び教職員定数の標準並びにそれに基づく国の財源措置は、各都道府県における高等学校教育充実のためには重要な役割りを果たしてまいりましたのであります。

しかしながら、法律制定後、高等学校生徒の急増期も過ぎた今日におきましては、今後の生徒数の推移も勘案しつつさらに検討を加えてその改善をはかり、高等学校教育水準の一そうの向上を期する必要があると考えるのであります。

このたびの改正は、高等学校の学級編制の標準の改善をはかること及び教職員定数の標準について一そうの充実をはかることを主眼としており、なおこの際、特殊教育諸学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数について、新しく法律上の規定を整備しようとするものであります。

高等学校の教職員定数の標準の充実につきましては、高等学校における職業教育の充実、勤労青少年教育の振興、学校の管理運営、生徒指導の充実、学校保健、学校図書館事務の強化、高等学校教育の多様化に伴う定数配置等について特に配慮しました。

盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数につきましては、従来、学級編制についてのみ文部省令による標準があるという実情でありましたので、この際、これら高等部の学級編制及び教職員定数の標準について法律上これを明定するとともに、あわせてその改善をはかり、これら特殊教育諸学校の高等部における教育水準の向上をはかることといたしました。次に、この法律案の内容の概要を申し上げます。

まず第一は、公立高等学校の学級編制の標準の改善であります。すなわち、現行法によれば、普通科、商業科及び家庭科等の一学級の生徒の数は五十人を標準としておりますが、これを全日制の課程にあつては四十五人、定時制の課程にあつては四十人として、教育効果の一そうの徹底をはかることとしたのであります。

第二は、公立高等学校の教職員定数の標準について、職種別に標準となる数の改善をはかったこととであります。

すなわち、その一は、農業、水産及び工業に関する学科における専門教育を充実するため、全日制課程に置かれるこれらの学科について、専門教科担当教員及び実習助手の定数の充実をはかるとともに、商業科及び家庭科についても同様の趣旨で実習助手の定数の充実をはかったこととあります。

その二は、教頭及び定時制主事並びに生徒指導等を担当する教諭について、それぞれの職務の遂行をより容易ならしめることを考慮し、教員定数の算定について配慮したこととあります。

その三は、通信教育の充実をはかるため、通信制の課程の教員定数を改善し、また通信制主事の定数を新たに加えたこととあります。

その四は、高等学校における保健管理の充実のため、養護教員の定数を改善したこととあります。

その五は、高等学校における学校図書館の事務量を考慮し、事務職員定数の改善を行なったこととあります。

その六は、今後における後期中等教育の拡充に伴う高等学校の学科の多様化を考慮し、政令の定めるところにより、特定の学科については教職員数の加算等を行なえるよう規定の整備をはかったこととであります。

第三は、公立の盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数の標準を新たに規定したこととあります。

その一は、学級編制の標準について、小学部及び中学部のそれと同様標準となる数を十人とした

ことであります。

その二は、教職員定数の標準について、教員の基礎定数の算定方法を定めるとともに、専門の学科及び養護学校の機能訓練関係の教員等並びに実習助手、寮母及び事務職員の定数の算定方法について定めたこととあります。

さらに、第四は経過措置についてであります。この法律案は、昭和四十二年より施行することといたしておりますが、その実施については、必要な経過措置を設けることといたしました。

まず、公立高等学校の学級編制の標準につきましては、今後の生徒数の減少及び学校施設の整備の状況等を考慮しつつ、昭和四十六年度を目途として新しい標準に達することができるよう、その間の必要な経過措置を政令で定めることといたしました。

また、公立高等学校の教職員定数の標準につきましても、今後の生徒数の減少及び公立高等学校に置かれている教職員の総数を考慮しつつ、原則として五カ年の年次計画により新標準を達成することができるよう、必要な経過措置を政令で定めることとした次第であります。

次に、盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部にかかる学級編制の標準につきましては、昭和四十二年より新標準を実施することとし、一方、教職員定数の標準につきましても、高等学校におけるそれと同様の趣旨により、五カ年の年次計画による新標準の達成について必要な経過措置を設けることとしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

次に、このたび政府から提出いたしました日本学術振興会法案につきましても、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

学術の急速な進歩とその影響力の飛躍的な増大とは、現代世界の著しい特色であり、このような動向を反映して、諸外国は、学術の振興につき国

として各種の方法手段を通じ、多角的かつ効率的な施策を講じつつあり、わが国においても、學術の振興をはかることは、今や國に課せられた重要な責務であると考えます。

一方、最近の學術研究の急速な進展に伴い、共同研究を通じての研究の組織化、國際化の傾向が強まるとともに、また研究の規模も拡大の一途をたどっておりあります。

このような研究活動の態様の変化、發展に即応し、學術研究の助成、研究環境の整備、學術に関する國際協力の促進、研究者の養成確保等、各般にわたり國として一そう積極的に有効適切な施策を講じ、体制を整備して、學術振興に関する諸事業を推進することは、學界はじめ各方面から強く要請されているところであります。

ところで、これら學術振興に関する事業のうちには、彈力的に運営をはかる必要のあるものがあり、その性格にかんがみ、國が直接実施するよりも、むしろ法人等の団体にその実施をゆだねるほうが適切なものが實際に多いのでありまして、従来とも財団法人日本學術振興會にこの種の事業を行なわせてまいりました。

しかしながら、國の學術に関する施策と密接な関連を持ちながらこれらの事業を一そう拡充發展させるため、さらには國際的な信用を高める上からも、特殊法人が実施主体となることが最も適切妥當と考え、特殊法人日本學術振興會を設立することとし、この法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の内容を申し上げますと、特殊法人日本學術振興會設立の目的を定めるとともに、その組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けております。

すなわち、第一に、日本學術振興會は法人といふとともに、學術研究の助成、研究者に対する援助、學術に関する國際協力の実施の促進その他學術の振興に関する事業を行ない、もつて學術の進展に寄与することをその目的とするものであります。

第二に、この法人の業務についてであります。その第一は、共同して行なわれる學術の研究に關し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給することでありあります。業務の第二は、學界と産業界との協力による學術の應用に関する研究に關し、資金の支給その他必要な援助を行なうことでありあります。業務の第三は、學術に関する國際協力に關し、海外への研究者の派遣、外國人研究者の受け入れその他國際協力による研究に必要な援助を行なうことでありあります。業務の第四は、優秀な學術の研究者の育成に關し、研究者に研究を奨励するための資金を支給することでありあります。業務の第五は、學術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用に供し、及び學術に関する研究成果を普及することでありあります。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的を達成するため必要な業務を行なうことができることとしておりました。

第三に、この法人の役員としては、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置くこととし、これらの役員は、文部大臣が任命することとしておりました。

なお、この法人には、その運営の適正を期するため、会長の諮問機関として、評議員會を置くこととしておりました。

第四に、この法人は、文部大臣の一般的監督を受けるほか、特にその業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしておりました。

第五に、この法人の設立のための所定の準備手続について規定しておりました。なお、財団法人日本學術振興會は、この法人の設立の時に對して解散し、その權利義務はこの法人が承継することといたしておりました。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くだ

さるようお願いいたします。

次に、このたび政府から提出いたしましたオリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、オリンピック東京大会の際使用された選手村の施設を青少年のために利用することを目的として設立されたオリンピック記念青少年総合センターは、昭和四十一年一月にその業務を開始して以来、青少年の宿泊研修の場としてその成果をあげつつありますが、今後ますます宿泊研修の需要が増大することが考えられ、さらに、本年八月に開催されるユニバーシアード東京大会の選手村として使用されることにもなっておりますので、施設の拡充整備をはかる必要があらます。そこで、この際、第四十八国会において同法案の御審議の際衆参兩議院において付された決議に基づき、隣接の国有の建物六棟及びその敷地を同法人に出資することとし、オリンピック記念青少年総合センターの機能を一そう充実にしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○床次委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案理由の補足説明を聴取いたします。齋藤初等中等教育局長。

○齋藤(正)政府委員 大臣の説明を補足して、法律案の内容について御説明申し上げます。

この法律案の内容の第一は、公立高等学校の学級編制の標準の改善についてであります。

学級編制の標準につきましては、現行法第六條において、全日制の課程及び定時制の課程を通じて、普通科及び商業または家庭に関する学科等は五十人、農業、水産または工業に関する学科等は

四十人と定められておりますが、改正案におきましては、普通科及び商業または家庭に関する学科等については、全日制の課程にあっては四十五人、定時制の課程にあっては四十人といはしました。これは、教育効果の一そうの徹底をはかるためであります。定時制の課程については、生徒のほとんどが勤労青少年であること等の実情も考慮したものであります。

なお、農業、水産または工業に関する学科等につきましては、従来どおり四十人を標準としておりますが、これらの実験実習を伴う学科については、実験実習がより徹底できるよう教員や実習助手を配置することが肝要でありますので、この際、教員等の定数の充実ははかることとしておりました。

この法律案の内容の第二は、公立高等学校の教職員定数の標準の改善についてであります。

まず、第九條関係、教諭等の数についてであります。

第九條第一号第一表中全日制の課程及び定時制の課程についての改正は、学級編制の標準の改善に伴い、生徒数に対する教員の数の比率の改善をはかったものであります。

同表中通信制の課程についての改正は、勤労青少年教育の充実の見地も考慮し、面接指導及び添削指導の充実を期するため、各学校において平均二人の教員増となるよう措置したものであります。

第九條第二号の改正は、農業、水産及び工業に関する学科にかゝる専門教科担当教員の充実についてであります。これらの学科にあっては、現行法は、普通科等の場合に比し学科ごとに一人または二人の教員を加算することとなっておりありますが、この改正案におきましては、これらの学科における実験実習の班別指導をより充実することを考慮し、全日制課程でその生徒数が一定規模以上となる学科については、教員一人をさらに増加することとし、また、工業に関する学科については、以上のほかさらに一人を加えることとした

四十人と定められておりますが、改正案におきましては、普通科及び商業または家庭に関する学科等については、全日制の課程にあっては四十五人、定時制の課程にあっては四十人といはしました。これは、教育効果の一そうの徹底をはかるためであります。定時制の課程については、生徒のほとんどが勤労青少年であること等の実情も考慮したものであります。

なお、農業、水産または工業に関する学科等につきましては、従来どおり四十人を標準としておりますが、これらの実験実習を伴う学科については、実験実習がより徹底できるよう教員や実習助手を配置することが肝要でありますので、この際、教員等の定数の充実ははかることとしておりました。

この法律案の内容の第二は、公立高等学校の教職員定数の標準の改善についてであります。

まず、第九條関係、教諭等の数についてであります。

第九條第一号第一表中全日制の課程及び定時制の課程についての改正は、学級編制の標準の改善に伴い、生徒数に対する教員の数の比率の改善をはかったものであります。

同表中通信制の課程についての改正は、勤労青少年教育の充実の見地も考慮し、面接指導及び添削指導の充実を期するため、各学校において平均二人の教員増となるよう措置したものであります。

第九條第二号の改正は、農業、水産及び工業に関する学科にかゝる専門教科担当教員の充実についてであります。これらの学科にあっては、現行法は、普通科等の場合に比し学科ごとに一人または二人の教員を加算することとなっておりありますが、この改正案におきましては、これらの学科における実験実習の班別指導をより充実することを考慮し、全日制課程でその生徒数が一定規模以上となる学科については、教員一人をさらに増加することとし、また、工業に関する学科については、以上のほかさらに一人を加えることとした

しました。

第九号第三号の改正は、小規模分校に対する教員加算の改正についてであります。生徒の数が百人に達しない小規模の分校であっても、地域の事情等により必要なものは、今後これを充実する必要があるため、その教員の配置について、従来よりもさらに一人を増加することとしたものであります。

第九号第四号の改正は、教頭及び定時制主事並びに生徒指導等を担当する教員に關してであります。現行法においても、これらの管理的職務などを担当する教員についての定数算定上の配慮がなされているのでありますが、この改正案では、これらの職務の遂行をより容易ならしめるため、定数加算の改善を行ない、特に生徒指導担当の教員についても考慮いたしました。

なお、大規模学校について教員一人の加算を行なうこととしたが、これは大規模学校における教員数の算定が、その授業時数から見ても、他の場合よりもややゆとりが少ない状況でありましたので、均衡上その是正をはかったものであります。

第九号に新しく第五号を設けましたのは、通信制の課程の充実策の一環として、第九号第一号による教員定数の改善に加えて通信制主事のための定数の加算を行なうこととしたものであります。

次に、第十号関係は、養護教諭等の定数標準の改善についてであります。学校の保健管理をさらに充実する見地から、このたびの改正案におきましては、養護教諭等を配置する学校の規模の下限を引き下げることとし、九学級程度から配置できるよう改善をはかることとしております。

次に、第十一号関係は、実習助手の定数標準の改善についてであります。第十一号第一号の改正は、学級編制の改善に伴う措置であります。第二号の改正は、実験実習を伴う農業、水産及び工業に關する学科につきまして、実験実習に必要な授業時数の状況を考慮し、従来の実習助手の定数加算を増加するとともに、従来実習助手の定数加算

のなかった商業及び家庭に關する学科についても、実習等の授業時数が多くなる十五学級程度以上の場合は、実習助手の加算を行なうこととしたしました。これらは、いずれも実験実習における専門教育の充実のための措置であります。

次に、第十二号関係は、事務職員定数の改善について申し上げます。第一号の改正は、学級編制の標準の改善に伴う措置であります。このたびの新しく一号を設け、高等学校における学校図書館の機能の充実をはかるため、その事務量が相当多くなる十八学級以上の規模の学校に事務職員一人を加算することとしたしました。

次に、第十三号関係は、教職員定数算定に關する特例規定の改正についてであります。この改正は、今後における後期中等教育の拡充整備に伴い、高等学校の学科の多様化を考慮したものであります。すなわち、今後、従来例を見ない新しい学科を設け、あるいは既存の学科でも教育課程の編成上従来とは異なる新しい分野の内容を盛り込む必要が生ずることも考えられるわけであり、このような場合、教職員定数につきましても、その算定上若干の特例が必要となつてまいることが考えられます。このような事態につきましても、現在の時点においてすべてを予定することは困難でありますので、教職員算定の特例を設けるべき学科の指定や特例の内容については、必要に応じ政令で定めるところとする規定を設けたものであります。現在のところ、この場合に該当するものとして、衛生看護科を考慮しており、政令において、教員及び実習助手の必要な加算を行なうことを予定いたしました。

この法律案の内容の第三は、公立の盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数の標準の新設についてであります。まず、高等部の学級編制の標準につきましては、従来学校教育法に基づく文部省令において一学級を十五人とする標準が規定されていたのでありますが、この改正案においては、高等部における教育効果の一層の徹底を期するため、学級編

制の標準となる生徒の数を十人と定めたものであります。

次に、高等部にかかる教職員定数の標準についてであります。まず、校長及び養護教諭等につきましては、小、中学部を置く特殊教育諸学校の場合は義務教育の標準法で定数算定され、高等部のみを置く特殊教育諸学校について定数を算定することとしたしました。

次に、教諭等の定数につきましては、高等部の生徒数五人につき一人の教員を基礎教員数としたしましたが、特殊教育諸学校における専門教育の充実をはかるため、専門教育を主とする学科については、所要の教員定数の加算を行なうこととし、また、養護学校の高等部の普通科について、商業及び家庭に關する教科を専門学科並みに行なっている実情にありますので、専門学科に準じ教員定数を加算することとしたしております。なお、肢体不自由生徒を収容する養護学校の高等部については、特に機能訓練関係教員を配置することとしたしました。

次に、実習助手につきましても、専門教育を主とする学科及び養護学校の高等部普通科については、教員の定数加算の趣旨と同様の趣旨により、所要の実習助手を置くこととしたしました。

また、寮母の定数につきましては、寄宿舎の高等部の生徒数六人につき一人とし、義務教育の標準法における小、中学部にかかる寮母定数の算定と同様としたしております。

さらに、事務職員につきましては、高等部における事務量を考慮し、部ごとに二人の配置としたしました。

以上が公立の高等学校及び特殊教育諸学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数の標準等に關する本則規定の改正内容であります。なお、現行法制定時の附則規定につきましては、今回の改正に伴う所要の改正をいたしております。

次に、この法律案の附則中の経過措置について申し上げます。

まず、公立高等学校の学級編制の標準に關する経過措置につきましては、今後の生徒数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮しつつ、昭和四十六年度の入学者からは改正標準による学級編制とすることができるよう、その間は、この標準に漸次近づけることを旨として、毎年度標準となる数を政令で定めることとしたしました。昭和四十二年の入学者にかかる標準につきましては、生徒数が急激に減少する都道府県にあっては四十八人とし、それ以外の都道府県にあっては四十九人とする標準を政令で定める予定であります。

次に、公立高等学校の教職員定数につきましても、今後の生徒数の減少及び公立高等学校に置かれていた教職員の総数を考慮しつつ、原則として昭和四十六年度までの五十年の年次計画により新標準が達成できるよう、その間漸次改正標準に近づけることを旨として、毎年度標準となるべき数を政令で定めることとしたしました。昭和四十二年の定数標準につきましては、旧法による定数と改正法による定数との差の五分の一に相当する数の充足をはかる予定であります。なお、この一、二年は生徒数が増加する都道府県もあり、これらの都道府県につきましては、教職員定数の改善が後年度にずれることが予想されますので、教職員定数の経過措置期間については、これら特別の事情のある都道府県につきましては、昭和四十六年度以降二十年の延長を行なうことができるよう措置いたしました。

次に、公立特殊教育諸学校の高等部にかかる学級編制の標準につきましては、昭和四十二年度から直ちに実施することとしたしますが、教職員定数の標準につきましては、五十年の年次計画により昭和四十六年度から改正標準が完全に実施できるよう、その間は経過措置として毎年度政令で標準を定めることとしたしました。昭和四十二年の標準につきましては、昭和四十一年度の定数と昭和四十二年の定数の差の五分の一に相当する数を充足するよう定数標準を定める予定であります。

以上、この法律案の内容について補足説明いたした次第であります。

○床次委員長 以上で補足説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次会は、明後五月十二日、金曜日、午後二時三十分より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

文教委員會議録第四号中正誤

ページ 九一三もの誤この正